平成２７年（フ）第５３０号
大阪市此花区酉島４丁目２番22―1514号
債務者　尾上みや子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８２号
大阪市城東区今福東２－３－３―102、住民票上の住所大阪市城東区今福西６丁目２番２―1128号
債務者　山田　洋一
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７１号
大阪府枚方市牧野北町５番４―705号
債務者　竹中久美子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３３号
大阪市淀川区新北野１丁目12番11―306号
債務者　林　　和子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９３号
大阪市淀川区塚本５丁目５番31号　桑原文化102号
債務者　青柳日出夫
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９８号
大阪府吹田市岸部北１丁目19番８号
債務者　西川より子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１００号
大阪市城東区今福西２丁目６番６号　グランピア今福301号
債務者　眞田　　大
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１号
福岡県大牟田市小川町32番地33
債務者　髙巣　雅丈
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２４号
山口県周南市大字徳山6776番地の３
債務者　岡　佳世子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２５号
千葉市緑区あすみが丘東２丁目10番地１　あすみＨｉｌｌｓ　Ｅａｓｔ　Ｃ号室
債務者　守谷　光弘
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６号
千葉市緑区あすみが丘東２丁目10番地１　あすみＨｉｌｌｓ　Ｅａｓｔ　Ｃ号室
債務者　守谷ひとみ
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
千葉県習志野市鷺沼３丁目４番22号
債務者　藤本　綾香
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
千葉県浦安市猫実１丁目14番１―106号　ソーシャルアパートメント浦安
債務者　横井久美子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８３号
千葉市中央区登戸３丁目14番31号　リブリ・西登戸102号
債務者　日浦　卓也
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２号
千葉県船橋市丸山１丁目16番４号　コーポラス丸山101号
債務者　廣瀬　友実
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８号
名古屋市北区楠３丁目409番地　県木ハイツ101号
債務者　ＡＵＮこと　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０号
兵庫県高砂市時光寺町９　ニッセイマンション２号棟203、住民票上の住所兵庫県高砂市米田町島78番地の10
債務者　本田　光男
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部